

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令案 新旧対照条文  
 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（附則第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（分科会）  
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）  
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第

名称	所掌事務
中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第

(略)	
2 6 (略)	(略)
	<p>三條第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四條第四項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三條第三項及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

(略)	
2 6 (略)	(略)
	<p>三條第三項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四條第四項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三條第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

